

① 利用者支援に関する事業（利用者支援事業）

【新】

数値目標、提供体制及び実施時期

区分	30年度	31年度
数値目標（A）	2か所	2か所
提供体制（B）	2か所	2か所
（B）－（A）	0か所	0か所

≪数値目標に関する算定の考え方≫

平成28年度に利用者支援事業基本型に加え、母子保健型を設置したことから、2か所としています。

提供体制の推進策

利用者支援事業を実施する拠点は、基本型1か所、母子保健型1か所の2か所とします。

【基本型】

子育て中の親子が集まりやすい公共施設（児童センターなど）、又は民間施設において、臨時的に業務を実施することにより、地域に寄り添った身近な事業とします。

【母子保健型】

母子保健に関する専門知識を有する保健師、助産師等の専門職を配置し、妊娠期から子育て期にわたるまでの相談、情報提供、関係機関と協力して支援プランを作成するなど、切れ目のない支援を行います。

質（サービス）の向上策

【基本型】

（1）利用者支援事業に従事する者は、子育て支援全般の知識を有するとともに、相談・援助業務ができるよう、必要な研修を提供することにより、人材の確保と育成を図ります。

（2）幼稚園、保育園などの教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業との連絡調整、連携を図る仕組みを構築します。

（3）子育て家庭のニーズを把握するとともに、情報集約・情報発信を積極的に行います。

【母子保健型】

（1）従事する者は、知識や技術を身につけ、かつ常に資質、技能等の維持向上させるため、必要な研修等の受講をします。

（2）子育て家庭のニーズを把握するとともに、事業の周知を積極的に行います。

【旧】

数値目標、提供体制及び実施時期

区分	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
数値目標（A）	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
提供体制（B）	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
（B）－（A）	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所

≪数値目標に関する算定の考え方≫

国の補助要件（就学前児童数等で算定）で算定した施設数の1か所としています。

提供体制の推進策

- （1）利用者支援業務を実施する拠点施設は、行政機関内に1か所整備します。
- （2）子育て中の親子が集まりやすい公共施設（児童センターなど）、又は民間施設において、臨時的に業務を実施することにより、地域に寄り添った身近な事業とします。

質（サービス）の向上策

- （1）利用者支援事業に従事する者は、子育て支援全般の知識を有するとともに、相談・援助業務ができるよう、必要な研修を提供することにより、人材の確保と育成を図ります。
- （2）幼稚園、保育園などの教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業との連絡調整、連携を図る仕組みを構築します。
- （3）子育て家庭のニーズを把握するとともに、情報集約・情報発信を積極的に行います。

②延長保育事業

【新】

数値目標、提供体制及び実施時期

区分	30年度	31年度
数値目標（A）	1,202人	1,217人
提供体制（B）	1,526人	1,545人
（B）－（A）	324人	328人
参考：施設数	22か所	22か所

≪数値目標に関する算定の考え方≫

利用実績をベースに設定したうえで、保育園等の整備計画を反映し算定しています。

提供体制の推進策

新設の保育園、認定こども園及び地域型保育施設において、延長保育事業の実施を促進し、実施施設数の拡充を図ります。

質（サービス）の向上策

延長保育事業の従事者について、延長保育に必要な保育士等を確保しつつ、保育士等の資質向上を図ります。

【旧】

数値目標、提供体制及び実施時期

区分	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
数値目標（A）	889人	903人	908人	908人	908人
提供体制（B）	1,369人	1,390人	1,398人	1,398人	1,398人
（B）－（A）	480人	487人	490人	490人	490人
参考：施設数	16か所	18か所	20か所	20か所	20か所

≪数値目標に関する算定の考え方≫

利用実績をベースに設定したうえで、保育園等の整備計画を反映し算定しています。

提供体制の推進策

新設の保育園、認定こども園及び地域型保育施設において、延長保育事業の実施を促進し、実施施設数の拡充を図ります。

質（サービス）の向上策

延長保育事業の従事者について、延長保育に必要な保育士等を確保しつつ、保育士等の資質向上を図ります。

③放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【新】

数値目標、提供体制及び実施時期

区分	30年度	31年度
低学年	696人	736人
高学年	98人	108人
合計：数値目標（A）	794人	844人
提供体制（B）	806人	806人
※（B）－（A）	12人	△38人

≪数値目標に関する算定の考え方≫

平成29年度利用状況を踏まえ、算定しています。

※ 数値目標に対し、提供体制の数値が下回っていますが、児童の出席状況を踏まえ、提供体制を上回ることを想定しています。

提供体制の推進策

「鎌ヶ谷市放課後児童健全育成事業に関する設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づき、子どもたちの衛生面と安全面を最優先した施設を整備又は必要な改修を行います。

質（サービス）の向上策

- （1）管理者、放課後児童支援員、補助員、地域のお遊びアドバイザー（仮称）などで構成される人員体制を構築します。
- （2）必要な設備、備品、帳簿等に関する設置及び廃棄基準を策定することにより、子どもたちにとって適切な生活環境を維持します。
- （3）父母会、地域、学校、市、放課後児童支援員で構成される連絡協議会を設置し、事業の円滑化と地域に密着した放課後児童クラブとします。
- （4）地域のお遊びアドバイザー（仮称）、民間企業、学生等と連携し、子どもたちが、自主的に考え、実行、体験できる遊びを提供します。
- （5）一部のクラブで導入している運営委託については、実施状況や保護者等の意見を踏まえ、今後検討していく。

【旧】

数値目標、提供体制及び実施時期

区分	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
低学年	483人	486人	494人	493人	490人
高学年	45人	46人	47人	46人	46人
合計：数値目標（A）	528人	532人	541人	539人	536人
提供体制（B）	668人	668人	668人	698人	698人
※（B）－（A）	140人	136人	127人	159人	162人

≪数値目標に関する算定の考え方≫

小学校1年生の入所希望は、全国的にも高い状況にあるため、就学前の児童調査だけではなく、就学児調査を反映した数値目標を設定し、さらに、低学年と高学年の割合については、過去3年間の平均で算定しています。

※ 数値目標に対し、提供体制の数値が上回っていますが、施設の児童数によって最低基準（児童一人あたり1.65㎡以上）を満たしていない施設があるため、30年度に施設等の面積を拡充することにより、30人の増となっています。

提供体制の推進策

「鎌ヶ谷市放課後児童健全育成事業に関する設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づき、子どもたちの衛生面と安全面を最優先した施設を整備又は必要な改修を行います。

◇27年度：学校施設の教室を有効的に活用し拡充を図ります。

◇30年度：放課後児童クラブ専用施設の建替えとあわせて、施設等の面積拡充を図ります。

質（サービス）の向上策

- （1）管理者、放課後児童支援員、補助員、地域のお遊びアドバイザー（仮称）などで構成される人員体制を構築します。
- （2）必要な設備、備品、帳簿等に関する設置及び廃棄基準を策定することにより、子どもたちにとって適切な生活環境を維持します。
- （3）父母会、地域、学校、市、放課後児童支援員で構成される連絡協議会を設置し、事業の円滑化と地域に密着した放課後児童クラブとします。
- （4）地域のお遊びアドバイザー（仮称）、民間企業、学生等と連携し、子どもたちが、自主的に考え、実行、体験できる遊びを提供します。

⑧-1 一時預かり事業（保育園等によるもの）

【新】

数値目標、提供体制及び実施時期

	30年度	31年度
数値目標（A）	8,507人	8,507人
提供体制（B）	20,580人	20,580人
（B）－（A）	12,073人	12,073人
参考：実施施設数	9か所	9か所

≪数値目標に関する算定の考え方≫

受入枠に対する利用件数をもとに数値目標を設定し、今後、さらに実施施設数の拡大を図るものとして算定しています。

提供体制の推進策

地域に密着した事業とするため、保育園以外による施設の実施、地域子育て支援拠点事業（つどいの広場事業）など、その他の子育て支援事業との連携を図ります。

質（サービス）の向上策

新設の保育園については、積極的に一時預かり事業（一時保育）の実施を図るとともに、利用者の利便性を高めるため、保育時間の延長を検討します。

【旧】

数値目標、提供体制及び実施時期

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
数値目標（A）	11,936人	13,642人	13,642人	15,347人	15,347人
提供体制（B）	20,580人	23,520人	23,520人	26,460人	26,460人
（B）－（A）	8,644人	9,878人	9,878人	11,113人	11,113人
参考：実施施設数	7か所	8か所	8か所	9か所	9か所

≪数値目標に関する算定の考え方≫

受入枠に対する利用件数をもとに数値目標を設定し、今後、さらに実施施設数の拡大を図るものとして算定しています。

提供体制の推進策

地域に密着した事業とするため、保育園以外による施設の実施、地域子育て支援拠点事業（つどいの広場事業）など、その他の子育て支援事業との連携を図ります。

質（サービス）の向上策

新設の保育園については、積極的に一時預かり事業（一時保育）の実施を図るとともに、利用者の利便性を高めるため、保育時間の延長を検討します。

⑨病児保育事業（病児・病後児）

【新】

数値目標、提供体制及び実施時期

区分	30年度	31年度
数値目標（A）	2,058人	2,058人
提供体制（B）	2,058人	2,058人
（B）－（A）	0人	0人
参考：実施施設数	2か所	2か所

《数値目標に関する算定の考え方》

平成29年1月より白井市との協定により利用可能となりました病後児のほか、鎌ケ谷総合病院で実施している病後児保育の受入可能枠を数値目標として設定しています。

提供体制の推進策

鎌ケ谷総合病院にて病後児保育事業を実施しており、今後も継続して病後児保育を必要とする子どもが利用できるよう提供体制の確保に努めます。

また、病後児保育は、平成29年1月より白井市との協定により、白井聖仁会病院内で利用が可能となっています。なお、市内での実施に向け、引き続き医療機関への協力を求めています。

質（サービス）の向上策

現在、鎌ケ谷総合病院にて病後児保育事業を実施しており、病後児保育を必要とする子どもが利用できるよう、提供体制の充実を図りつつ、質と量の向上を図ります。

【旧】

数値目標、提供体制及び実施時期

区分	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
数値目標（A）	1,176人	1,176人	1,176人	1,176人	1,176人
提供体制（B）	1,176人	1,176人	1,176人	1,176人	1,176人
（B）－（A）	0人	0人	0人	0人	0人
参考：実施施設数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

《数値目標に関する算定の考え方》

病後児保育のみで算定することとし、現行の病後児保育の受入可能枠を数値目標として設定しています。

提供体制の推進策

現在、鎌ケ谷総合病院にて病後児保育事業を実施しており、今後も継続して病後児保育を必要とする子どもが利用できるよう提供体制の確保に努めます。

また、本市では病児保育を実施していないため、病児保育実施にあたっては、受入れのリスクを考慮しながら、実施医療機関への協力を求めます。

質（サービス）の向上策

現在、鎌ケ谷総合病院にて病後児保育事業を実施しており、病後児保育を必要とする子どもが利用できるよう、提供体制の充実を図りつつ、質と量の向上を図ります。

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

【新】

数値目標、提供体制及び実施時期

区分	30年度	31年度
数値目標	15人	15人
提供体制	15人	15人

※ 提供体制は、提供体制の推進策に実施体制等で明記
 ≪数値目標に関する算定の考え方≫
 平成29年度の状況を踏まえ、算定しています。

提供体制の推進策

助成対象費用及び助成限度額等について、十分な助成を行われているか常に検証のうえ、提供体制を推進します。

質（サービス）の向上策

対象の保護者に対して、積極的な周知を図ります。

【旧】

【提供体制及び実施時期】

提供体制及び実施時期は、国から具体的な実施体制が示された段階で、本市の状況を踏まえて実施する方向で検討します。